

●香川県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年8月31日から同年9月21日まで一般の縦覧に供する。

平成30年8月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 高松琴平線（282号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市国分寺町福家字鶴生甲 191番5地先から	前	16.5~24.8	123	平成24年香川県告示第 428号の一部及び交通安 全施設整備事業による自 転者歩行者道新設及び余 剰地の不用物件化
高松市国分寺町福家字鶴生甲 189番1地先まで	後	15.1~21.1	123	

- 4 供用開始の期日 平成30年8月31日